

車椅子貸し出しに関する規程

社会福祉法人庄内福社会車椅子貸出規程

(目的)

第1条 この規程は、西荒瀬地区に居住する住民に対し、福祉の向上を図るため、短期間、車椅子を必要とする者にこれを貸し出すことについて、必要な事項を定めることを目的とする。(西荒瀬地域外への貸し出しについては理事長が認めた場合とする)

(対象者)

第2条 この規程による車椅子の貸し出しを受けることができる者は、西荒瀬地区に住所を有するものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 病気やけが等により、歩行が困難な者
- (2) 手術等を受けた直後であるため、歩行が困難な者
- (3) その他、高齢、障害等により日常生活における基本的動作が困難で車椅子を必要とする者
- (4) 前号に掲げるもの以外については、理事長が必要と認めた者

(貸出期間)

第3条 車椅子の貸し出し期間は原則14日以内とする。

(借用申請)

第4条 車椅子の貸し出しを受けようとする者は、車椅子借用申請書(様式1)を提出しなければならない。

(管理義務)

第5条 車椅子の貸し出しを受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 車椅子の貸し出しを受けた者は、自己の責に帰すべき理由により、車椅子の全部又は一部を損傷し、又は滅失した時は、借用者が現状回復しなければならない。
- (2) 車椅子を譲渡し、転貸する等貸し出しの目的以外に使用しないこと。
- (3) 車椅子を必要としなくなった時は速やかに返却すること。

附 則

この規程は、平成30年12月19日より施行する。